

■戸室設備

元々付いていた照明器具の電球（蛍光管）が球切れしてしまったので、交換して欲しいのですが。

室内設備の使用上必要な電球や乾電池といった消耗品類につきましては、賃貸借契約上、原則として入居者様のご負担となります。

ただし、初回契約開始日から6ヶ月以内に、消耗品が原因で設備が使用できなくなった場合は、無償で交換致しますので、当社修理受付窓口までご連絡下さい。ただしこの場合、6ヶ月を経過する日までに三和住宅へお申出を頂く必要がございますので、ご注意下さい。

一意的なソリューション ID: #1095

製作者: Sanwa-Jyutaku

最終更新: 2015-03-24 20:21